

埼玉県住宅供給公社低入札価格調査制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県住宅供給公社(以下「公社」という。)が発注する建設工事等の請負契約に係る入札に当たって設定する低入札価格調査について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱に基づく低入札価格調査は、原則として、埼玉県住宅供給公社会計規程(以下「会計規程」という。)第84条に定める最低制限価格を設けない場合で、かつ、設計金額が1件3,000万円以上の契約に係る入札を対象とする。

(低入札調査基準価格の設定)

第3条 低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、対象工事の予定価格の算定の基礎となった次に掲げる額の合計額(千円未満の金額は切り捨てる。)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 特別なものは前項によらず、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で調査基準価格を定めることができる。

3 調査基準価格は、予定価格調書に記載するものとする。

(失格基準価格の設定)

第4条 失格基準価格は、次の各号により定めるものとする。

一 対象工事の予定価格算定の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額

ウ 現場管理費相当額に10分の8を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

二 第3条第1項第一号のただし書きの規定により調査基準価格を定めた場合は、その上限値または下限値の額を調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算出式により求めた額の割合(小数点以下第3位を四捨五入)で按分して求めた額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。

三 第3条第1項第二号の規定により調査基準価格を算出式によらず定めた場合は、第一号及び第二号にかかわらず調査基準価格を下回る範囲で、決裁権者が定める額とする。

四 算出に当たっては、第一号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

五 第二号による算出に当たっては、それぞれ税抜きの千円未満の端数を切り捨てた額で割合を算出し、按分して求めた額の千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第二号のただし書きの規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

2 第1項の規定は、特殊性の高い工事など、決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

(予定価格調書への調査基準価格等の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに調査基準価格を設定した場合のみ、「調査基準価格〇〇円」と記載し、さらに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(調査基準価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

2 予定価格調書には、第1項に定める調査基準価格のほかに、「失格基準価格」についても調査基準価格と同様に設定した場合のみ記載するものとする。

(失格基準価格による判定)

第6条 第4条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(入札の執行)

第7条 この要綱を適用する場合は、事前に入札参加者に、調査基準価格の110分の100の価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）が行われたときは必ずしも落札とならず、調査後、改めて落札者を決定する旨を周知するものとする。

2 開札の結果、低価格入札が行なわれたときは、入札執行者は、落札の決定を保留しなければならない。

3 開札の結果、予定価格に110分の100を乗じた価格の範囲内で同価格の者が2人以上ある場合（低価格入札以外の入札にあっては、最低の価格のものに限る。）は、直ちに当該入札をした入札参加者にまず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。

4 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 前項により順位を決定したときは、くじを引いた者にくじを引いた旨及びその結果決定した順位を当該入札書に記載させ、記名押印させるものとする。

6 保留の決定をした場合、入札執行者はすべての入札書について入札者及び入札価格を讀上げ、入札者及び立会者に入札の状況を周知するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 前条第2項及び第3項の入札が行われた場合には、その契約の履行を監督・担当する課長（各支所においては支所副所長とする。以下「担当課長等」という。）は、最低

価格入札者から入札金額の決定方法及び入札金額内訳書の内容について聴取し、次に掲げる事項について確認、照会及び調査を行い、その結果を所管室・部長及び所管副室・部長（各支所においては支所所長とする。以下「所管部長等」という。）に報告するものとする。

(1) 確認事項

- ア 入札対象工事現場付近における手持ち工事の状況
- イ 同種・類似の手持ち工事の状況
- ウ 入札対象工事現場と営業所、倉庫等との地理的關係
- エ 手持ち資材の状況
- オ 資材購入予定先及び入札者と資材購入予定先との關係
- カ 手持ち機械数の状況
- キ 労務者の具体的調達見通し
- ク 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ケ その他必要な事項

(2) 照会・調査事項

- ア 確認事項についての調査検討
- イ 過去に施工した公共工事の成績状況
- ウ 経営状況（取引金融機関、履行保証に関する保証会社、前払金に関する保証会社等へ照会）
- エ 建設業法違反の有無及びその内容
- オ 賃金不払の有無及びその状況
- カ 下請代金の支払遅延の有無及びその状況
- キ その他必要な事項

（調査結果の審査）

第9条 所管部長等は、調査の結果を埼玉県住宅供給公社工事請負等指名業者選定委員会要綱第1条に定める委員会（以下「委員会」という。）の委員長に報告するものとする。

2 委員長は、所管部長等から前項の報告を受けたときは委員会を招集して審査を行い、当該最低価格入札者を落札者とするかどうかの決定をするものとする。

（落札者の決定等）

第10条 前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その最低価格入札者に対し落札者とした旨の通知をするとともに、他の入札者に対して最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 前条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で低価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。ただし、その次順位者が低価格入札者であった場合は、第5条及び前条に定める手続きによる調査及び審査を行い、以下落札者が決定するまで順次、次順位の低価格入札について調査及び審査を行う。

3 前項の規定により次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は、最低価格入札

者には落札者とし、ない旨の通知を、次順位者には落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者には次順位者が落札者となった旨の通知をするものとする。

- 4 前条の審査の結果、最低価格入札者を落札者とし、ない場合で次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者は、再度入札に参加させることができないものとする。

(監督体制の強化等)

第11条 低入札価格調査の対象となった者と工事の請負契約を締結したときは、次の措置をとるものとする。

- (1) 担当課長等は、請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その際必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。
- (2) 担当課長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。
- (3) 工事の監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会うことを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。
- (4) 担当課長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。
- (5) 検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

(その他)

第12条 本要綱に定めのない事項については、会計規程を準用するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。